公募公告

（件名：衛星通信電話サービスの調達にかかる公募公告の件）

２０２６年１１月９日

標記について、下記のとおり公告します。

日本銀行文書局長

記

１．公募に付す事項

この公募は、下記に示す業務について、下記の応募要件を満たし、業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、本件公募の結果、業務を実施できる者が複数あると確認された場合には、別途公告のうえ一般競争入札を行うことを予定している。

【委託業務】

○　衛星通信回線を使用した電話およびＦＡＸサービスの提供および保守。概要は以下のとおり（詳細については「公募説明書」参照）。

（概要）

イ、日本銀行施設間および契約の相手方との間のみで利用可能な通信ネットワークを構築し、災害、緊急時等における衛星通信回線の輻輳が想定される場合においても、確実に通信ができること。

ロ、日本銀行施設間の通信ネットワークの稼働状況に異常がないか常時監視し、異常があった際は、直ちに日本銀行へ連絡するなど、通信ネットワークを維持・管理する部署（およびユーザーに対する窓口部署）が２４時間３６５日、稼働する体制を整えていること。

【契約期間】

２０２７年4月１日～２０２８年3月３１日

２．応募要件

次の要件を全て充たす者に限り、入札に参加することができる。

（１）成年被後見人または破産者で復権を得ない者に該当しない者。被保佐人、被補助人、未成年者にあっては契約締結のための必要な同意を得ている者。

（２）下記のイ、～ハ、に該当しない者。

イ、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者。

ロ、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。

ハ、前イ、またはロ、に準じて契約の履行能力がないと認められる者。

（３）開札時までに日本銀行から「調達・処分に関する取引停止措置要領」に基づく取引停止措置（次のイ、およびロ、に該当する措置に限る。）を受けていない者。

イ、措置の効果が日本銀行文書局との契約に及ぶ場合

ロ、措置の効果が本件入札にかかる契約の属する業務分野または履行地域に及ぶ場合

（４）自己、自社若しくはその役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条に定める暴力団、同条に定める暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者でないこと。

（５）「破壊活動防止法」に定めるところの破壊的団体またはその構成員でないこと。

（６）予算決算及び会計令第７２条に基づき、中央官庁が定める令和７・８・９年度の競争参加資格（全省庁統一資格）中、「役務の提供等」の営業品目「その他」において、A等級の格付けを有している者、またはそれと同等の経営状況にあると日本銀行が認めた者。

（７）電気通信事業法に規定する電気通信事業者であって、２０２３年度以降に衛星通信電話・ＦＡＸサービスの履行実績を１件以上有すること。

３．応募方法

（１）申込み期間

公募に参加を希望する者の申込み期間は以下のとおりとし、６．に記載の問合せ先（以下「受付・問合せ担当」という。）で受け付ける。

イ、申込み期間：２０２６年１１月９日（月）～２０２６年１１月２０日（金）

ロ、受付時間：日本銀行の毎営業日１０時～１６時

なお、上記公募申込み期間中に提出された書類または資料に不備があった場合は、同期間中に限りその補正を受付ける。ただし、日本銀行は、公募参加希望者に補正するよう通知する義務を負うものではない。

（２）応募の際の提出書類

応募にあたっては、「参加意思確認書」（４．に記載の「公募説明書」に添付）に次の書類を添えて提出すること。なお、内容が鮮明なものであれば写しによることができる。

イ、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」＜内容が鮮明であれば写しで可＞

―「全省庁統一資格」未取得者の場合は、以下のＡ．～Ｃ．の書類

Ａ．「営業経歴書」

― 対外的に配布している会社概要パンフレットなど、会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績および営業所（地域を代表して主に契約を締結する本店、支店、事務所等）の所在状況についての記載を含んだ書類。

― パンフレット等がなく、新たに作成する場合には適宜の書式で可。

― 審査依頼日前１年以内に作成したもの。

Ｂ．財務諸表類

―直近２年間の事業年度分にかかる「貸借対照表」、「損益計算書」。

Ｃ．法人税、消費税および地方消費税にかかる「納税証明書」

― 未納税額がないことを証するもの（「納税証明書（その１）」、「納税証明書（その３）」、「納税証明書（その３の３）」のいずれでも可。

― 発行日から３か月以内のもの。

ロ、「商業登記簿謄本」または「現在事項全部証明書」＜内容が鮮明であれば写しで可＞

― 発行日から３か月以内のもの。

ハ、代表権を有する者の「印鑑証明書」＜内容が鮮明であれば写しで可＞

― 発行日から３か月以内のもの。

ニ、上記２．（７）の電気通信事業者を証する書面および２０２３年度以降に衛星通信電話・ＦＡＸサービスを履行した実績に関する書面

― 衛星通信電話・ＦＡＸサービスの履行実績は、適宜の書面で可。ただし、上記１．【委託業務】（概要）イ、およびロ、に関する内容を記載すること。

（３）提出先等

上記（２）の書類は、申込み期間内に受付・問合せ担当宛てに持参または郵送（配達証明等配達履歴が残るものによること）にて提出すること。インターネットメール・ＦＡＸ送信による提出は認めない。郵送の場合は、申込み期間中に「必着」のこと（郵送事情等による遅延が生じた場合であっても、当該事情は一切斟酌しない）。

（４）参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

（５）審査

参加意思確認書が提出された場合、日本銀行は応募資格の有無を審査のうえ、当該参加申込み者に対し審査の結果を通知する。

（６）その他

イ、日本銀行は、提出を受けた書類を公募参加意思確認審査以外の目的で使用することはない。

ロ、上記（２）の書類（参加意思確認書および誓約書を除く）は、日本銀行が応募資格を審査した結果、資格がないと認めた者には審査終了後、速やかに返却する。資格があると認めた者については返却しない。

４．「公募説明書」の交付

（１）公募にかかる事項の詳細は、「公募説明書」による。本説明書は、３．（１）に記載の申込み期間中に受付・問合せ担当にて交付する。なお、本説明書の交付を希望する者は、事前に受付・問合せ担当に連絡すること。公募説明書は、応募要件を満たすと思われる先のみに交付する。

（２）「公募説明書」の交付にあたっては、誓約書（別添）の提出を条件とする。受取当日に誓約書を持参すること。

５．質問等の受付

公募に関する質問については、以下のとおり取扱う。

（１）受付期限：２０２６年１１月１８日（水）１６時まで

（２）受付方法：原則として電子メールにおいて、受付・問合せ担当で受付ける。

＜電子メールの宛先＞

E-mail：kanzai@boj.or.jp

―― 質問は、メール本文にテキスト形式で記載すること（添付ファイル＜wordやexcel等＞での提出は認めない）。また、電子メールのタイトルを「質問：衛星通信電話サービスの調達」としたうえで、メール本文に社名または商号、発信者の所属部署、氏名、電話番号および回答先の電子メールアドレスを明記すること。

６．本件に関する問合せ先（受付・問合せ担当）

〒103-8660　東京都中央区日本橋本石町２－１－１

日本銀行 文書局 管財課 管財企画グループ

甲　良（電話：０３－３２７７－１７８７）

望　月（電話：０３－３２７７－１６０５）

美濃田（電話：０３－３２７７－１７７８）

E-mail：kanzai@boj.or.jp

以　上

（別添）

年　　月　　日

日本銀行文書局長　殿

（住　　所）
（商号または名称）
（代表者氏名）　　印

誓　約　書

貴行の「衛星通信電話サービスの調達にかかる公募公告の件」について、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

１．公募に際し知り得た貴行に関する情報については、公募への参加以外の目的には使用せず、第三者はもとより、弊社の役員または従業員であっても関係者以外には漏らしません。また、公募終了後もこれを遵守します。

２．当社（当社の役員または使用人を含む。）は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条に定める暴力団、同条に定める暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当せず、かつ、次の各号のいずれにも該当しません。

（１）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
（２）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
（３）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
（４）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
（５）役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

３．貴行から貸与された文書等は、公募参加検討のためにのみ使用します。また、公募にかかる手続きが終了次第、貴行の指示に従い直ちにこれを返却します。

＜２ページに続く＞

４．貴行から貸与された文書等を複製することはしません。電子媒体を貸与された場合において、当該電子媒体の格納情報の復号と印刷は、公募参加検討に必要な最小限に限定して行い、復号された格納情報と印刷物は、貴行が別途指示するときまでに弊社で必ず廃棄・裁断処分いたします。

５．貴行から貸与された文書等および４．の印刷物については、その紛失または情報漏洩が発生することのないよう、これを厳格に保持、管理します。

６．公募参加にあたり、あらかじめ書面による貴行の承認を特に得た場合を除き、その作業の一部であっても外注先に委託することはしません。

７．本誓約書提出後に、公募参加資格に変更があった場合または日本銀行文書局以外の局室研究所、支店および事務所からの取引停止処分等（営業停止処分、予決令第７１条の規定に該当する者を含む）を受けた場合は、速やかに貴行へ申し出ます。

８．上記事項に違反し、弊社の責により貴行に損害を与えた場合には、法律の定めに従い損害賠償責任を負います。

以　　上

記　入　例

（別添）

年　　月　　日

必ず日付を記入して下さい。

日本銀行文書局長　殿

「契約締結権限者」である代表者または代表者から当該権限の委任を受けている者（委任状を提出済の場合）の役職名、氏名、印鑑として下さい。

（住　　所）
（商号または名称）
（代表者氏名）

代表者または代理者印

誓　約　書

貴行の「衛星通信電話サービスの調達にかかる公募公告の件」について、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

１．公募に際し知り得た貴行に関する情報については、公募への参加以外の目的には使用せず、第三者はもとより、弊社の役員または従業員であっても関係者以外には漏らしません。また、公募終了後もこれを遵守します。

２．当社（当社の役員または使用人を含む。）は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条に定める暴力団、同条に定める暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当せず、かつ、次の各号のいずれにも該当しません。

（１）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。

（２）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（３）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

（４）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（５）役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

３．貴行から貸与された文書等は、公募参加検討のためにのみ使用します。また、公募にかかる手続きが終了次第、貴行の指示に従い直ちにこれを返却します。

＜２ページに続く＞

４．貴行から貸与された文書等を複製することはしません。電子媒体を貸与された場合において、当該電子媒体の格納情報の復号と印刷は、公募参加検討に必要な最小限に限定して行い、復号された格納情報と印刷物は、貴行が別途指示するときまでに弊社で必ず廃棄・裁断処分いたします。

５．貴行から貸与された文書等および４．の印刷物については、その紛失または情報漏洩が発生することのないよう、これを厳格に保持、管理します。

６．公募参加にあたり、あらかじめ書面による貴行の承認を特に得た場合を除き、その作業の一部であっても外注先に委託することはしません。

７．本誓約書提出後に、公募参加資格に変更があった場合または日本銀行文書局以外の局室研究所、支店および事務所からの取引停止処分等（営業停止処分、予決令第７１条の規定に該当する者を含む）を受けた場合は、速やかに貴行へ申し出ます。

８．上記事項に違反し、弊社の責により貴行に損害を与えた場合には、法律の定めに従い損害賠償責任を負います。

以　　上